

平成18年度定期監察結果の概要

平成19年3月
大臣官房監察官室

実施状況

安全・安心な社会づくりへの取組み、官紀の保持への取組み、施策の連携・総合化への取組み状況等を把握するため、以下の監察事項について地方支分部局等を対象に、平成18年9月から11月にかけて現地監察を実施した。これらの現地監察を踏まえてとりまとめた平成18年度定期監察結果の概要は以下のとおり。

(監察事項)

- I 公共交通機関における利用者の安全確保、住宅・建築物等における居住者等の安全確保、情報セキュリティ対策等安全・安心な社会づくりへ向けた地方支分部局の取組みの状況
- II 不正行為の防止のための取組、国家公務員倫理法の周知その他地方支分部局における官紀の保持のための取組の状況
- III 観光施策、少子高齢化施策及び物流施策等における地方整備局等と地方運輸局等の施策の連携の状況及び施策の総合化へ向けた取組みの状況

(対象機関)

- 北陸、中部、近畿、九州（地方整備局）、
北陸信越、中部、近畿、九州（地方運輸局）、
沖縄総合事務局

I. 公共交通機関における利用者の安全確保、住宅・建築物等における居住者等の安全確保、情報セキュリティ対策等安全・安心な社会づくりへ向けた地方支分部局の取組みの状況

1. 報 告

(1) 総 論

近年、国土交通行政における安全・安心対策の重要性を認識させられた事件・事故が様々な分野において立て続けに発生した。これらを踏まえ、本年度は、公共交通機関における利用者の安全確保、住宅・建築物等における居住者等の安全確保、公共工事における安全対策、情報セキュリティ対策の情報管理という観点から、国民の生命、身体、財産に対する安全・安心対策強化のための地方支分部局における取組みの状況等を調査した。以下、個別に報告。

(2) 地方整備局等

1) 構造計算書偽装問題に関する対策の実施状況

指定確認検査機関への立入を、省として設置した点検本部に地方整備局職員も参加し、全国的な調査を的確に実施したことを確認した。

2) 住宅・建築物の安全確保の観点から、管内の特定行政庁等と連携した取り組んだ施策の実施状況

全国的な情報収集については地方整備局等を経由せずに本省が都道府県等から直接実施する事例が多かった一方、地方整備局が独自に建築・住宅行政に関する管下自治体との情報交換や連絡調整のための場を設けて、管内の建築・住宅行政の中心としての機能を発揮している事例も見られた。

3) 管内の建設労働災害の発生状況

管内の建設労働災害の発生状況について最新の情報をとりまとめ活用を図っていること、及び直轄工事の事故発生時の対応についてのルール作りがなされていることを確認した一方、直轄工事に関する全国的なデータベース構築のためのデータ提供については不十分な状況が見られた。

4) 公共工事事故防止のための重点対策の実施状況等

各地方整備局等において的確に実施されていることを確認した。

5) 低価格受注に係る安全対策の確認状況

工事価格2億円以上の工事に関する低価格受注時における重点調査結果のホームページへ

の公表は北陸地方整備局を除き実施されていた。また、低価格受注工事に関する建設業者への立入調査については本省主導のもと実施されていたものに加え、独自対策として立入調査を実施、調査基準の検討等が行われていた。

6) 個人情報保護等の情報セキュリティ対策の状況

ファイル交換ソフトを使わない等の情報管理の徹底については全職員に向けた通知等が的確になされていた一方、個人情報保護に係る台帳の整備等については整備が遅れている地方整備局等が多かった。

(3) 地方運輸局等

1) 各運輸局における安全確保のための鉄道事業者等に対する指導・監督の状況について

① 保安監査の実施状況について

平成15年度から平成18年における管内の事業者に対する保安監査が、各運輸局において、監査当時の計画に従って、おおむね着実に実施されている状況が確認できた。

② 鉄道事業法上、大臣権限を委任されている事項についての実施状況

管内で事故・インシデントが発生した際には、地方運輸局等が必要に応じて現地調査を行い、事業者から確実に報告を徴する等、おおむね着実に実施されている状況が確認できた。

③ 多客期における鉄道の安全確保のための取組状況について

地方運輸局等において、通達に従い、安全総点検やテロ対策の徹底につき、おおむね着実に実施されている状況が確認できた。

④ 事故を受けての取組状況について

地方運輸局等において、各事故を受けて出された通達を管内事業者に送付し、必要に応じて保安監査を実施し、事業者が講じた措置について報告を徴する等、管内の事業者に対する安全指導等の措置がおおむね着実に実施されている状況が確認できた。

2) 個人情報保護等の情報セキュリティ対策の実施状況

ファイル交換ソフトを使わない等の情報管理の徹底については全職員に向けた通知等が的確になされていた一方、個人情報保護に係る台帳の整備等については整備が遅れている地方運輸局等が多かった。

3) 地方における運輸安全マネジメント評価の実施準備及び実施状況について（鉄道関係に限る）

安全管理規程の届出の受理については、提出のあった事業者から適宜届出を受け付けている状況が確認できた。

また、運輸安全マネジメント評価の事業者に対する周知・指導については、説明会の開催等により、おおむね着実に周知が図られている状況が確認できた。

なお、事業者の安全管理体制に対する指導監督のための立入検査については、今後、段階的に体制を整備していく必要がある。

4) 安全・安心ソフト対策の実施状況について

安全・安心ソフト対策において事業者に対して施策を行うこととされている、輸送障害が発生した場合、駅間に停車した列車内での案内放送について5分を目安に利用者へ情報提供する取組については、管内の事業者との間で連絡会を開催する等、おおむね着実に実施されていることが確認できた。

安全・安心ソフト対策において定められている災害・事故発生時のスポークスマンの明確化についても、広報対策官等をスポークスマンに指定する等、地方運輸局等においておおむね着実に実施されていることが確認できた。

同ソフト対策において定められているホテルにおける災害対策マニュアルの多言語化については、現在本省においてホテル協会と連絡をとりつつ多言語化についての検討をすすめているところであり、今後、本省において方針が決定された後、地方運輸局等において施策を実施していくこととなる。

5) その他

運輸安全一括法においては、国は輸送の安全にかかわる情報を年に一度整理し、公表することとされている。この情報公表については原則として本省にて行うこととなっているが、地方運輸局において公表を行うこともできるとされており、今後、本省と連絡調整のうえ、段階的に体制を整備していく必要がある。

2. 提示意見

(1) 地方整備局等

ア 住宅・建築物の安全確保のための指導・監督状況

地方整備局等ごとの実情を踏まえつつ、組織・体制の充実を図り、また、地方整備局等が中心となった情報収集・連絡調整等をさらに図っていくこと。

イ 直轄事業における工事の安全対策の実施状況

①事故データベースへの登録について

確実な登録を各地方整備局等で徹底すること。

②低価格受注対策について

北陸地方整備局は工事金額2億円以上の低入札案件に係る重点調査結果のホームページでの公表を実施すること。地方整備局等は建設業者への立入調査について、基準作成や調査実施等状況に応じた対応の検討を進めること。地方整備局等は発注者としての低価格受注対策をさらに進めていくこと。

ウ 個人情報保護等の情報セキュリティ対策の実施状況

地方整備局等は保有する個人情報に係る台帳の整備等を早急に図るなど個人情報保護の体制構築を進めること。

(2) 地方運輸局等

ア 情報セキュリティ関連

地方運輸局等は保有する個人情報に係る台帳の整備等を早急に図るなど個人情報保護の体制構築を進めること。

イ 運輸安全マネジメント評価関係

運輸安全一括法に基づく運輸安全マネジメント評価につき、本省からの指導に従い、立入検査の体制・マニュアルの整備につき、段階的に実施していくこと。

3. 推奨事例

(1) 地方整備局等

1) 住宅・建築物の安全確保に関する地方整備局等の取組み

- ・九州地方整備局における福岡県西方沖地震からの復興に向けた取組みの実施
- ・近畿地方整備局における耐震偽装問題発覚後の管下自治体との改正法の運用等に係る意見交換の実施

2) 公共工事の安全対策に関する地方整備局等の独自の取組み

- ・北陸地方整備局における「あんぜん北陸」発行の継続的な実施
- ・近畿地方整備局京都国道事務所における長期間にわたる一般国道工事の進捗状況等の継続的なテレビ放映の実施

(2) 地方運輸局等

1) 運輸安全マネジメント評価の実施準備について

縦割りを排して運輸安全マネジメント評価を適切に実施するため、局内の他部局を横断する形で、評価実施に向けた準備等に関する局内の情報共有を効果的に行うための局横断的な組織を立ち上げている事例があった。

- ・九州運輸局 ⇒ 運輸安全マネジメント推進委員会
- ・北陸信越運輸局 ⇒ 運輸安全マネジメント推進本部

2) 経営トップの安全に対する高い意識を促す取組み

運輸安全マネジメント評価の実施に際し、経営トップの安全に対する高い意識を促す取り組みを行っている事例があった。

- ・近畿運輸局 ⇒ 運輸安全一括法施行当日に経営トップを集めて講演会を実施。

3) 災害により鉄道が不通になった場合の利用者への情報提供に係る施策

安全安心ソフト対策大綱に基づき実施するとされている災害により鉄道が不通になった場合の利用者への情報提供を速やかに行うとする施策につき、すぐれた取組みを行っている事例があった。

- ・近畿運輸局 ⇒ 業務監査の中で従来から利用者に対する情報提供を重点監査項目として位置づけていた。
- ・九州運輸局 ⇒ ウェブサイト「九州のりものinfo.com」の運用を通じて九州全般の公共交通機関の運行情報をリアルタイムで提供する施策を行っている。

Ⅱ. 不正行為の防止のための取組、国家公務員倫理法の周知その他地方支分部局における官紀の保持のための取組の状況

1. 報 告

(1) 総 論

国家公務員は、透明かつ公正な行政運営を図るべく倫理を保持し、いやしくも不正な行為を行い、国民の信用を失うことのないようその厳格な遵守を求められているが、近年、国土交通省においても発注担当職員による収賄事案等公務員としての自覚を欠いた事案が数多く発生し、従来にも増して、職員個人に対する厳格な責任追及を求める国民の厳しい視線にさらされている。さらに、国土交通省の行政運営自体への国民の信頼を著しく損ねるものとなっており、このような事案の根絶に向け、徹底した再発防止を図ることが緊急の課題となっている。

このため、官紀の保持に資することを目的として、国家公務員倫理法の周知状況、公共工事の入札・契約の適正化に関する取組状況、随意契約の適正化のための取組状況について、地方支分部局に対して監察を実施した。あわせて行政対象暴力・不当要求対策の取組状況について調査した。

(2) 国家公務員倫理法等の周知状況

1) 国家公務員倫理法の施行

届出、報告等のチェックの体制、内容について確認したところ、国家公務員倫理法等に基づく届出、報告のチェックは適正に行われていた。

2) 国家公務員倫理法の周知

印刷物の職員への配布の他、研修や会議での公務員倫理に関する啓発活動など適切な取組みがなされていた。

3) 公益通報者保護制度の周知

公益通報者保護制度の周知状況については、公益通報者保護制度の概要、事務処理要領の配布等が行われており、その周知がなされていることが確認できた。

なお、各地方整備局では、公益通報が事務所や本局になされた場合の対応として、事務所を含めた本局における対応方針や本省に設けられている公益通報窓口への連絡体制を明確にし、公益通報の情報が寄せられた場合への対応に漏れのないよう措置されていた。

(3) 公共工事の入札・契約の適正化に関する取組状況

1) 競争性向上のための入札形式の改善等

① 一般競争方式の拡大状況

平成17年度においては1件につき予定価格が3億円（平成18年度中には2億円）以上の工事については一般競争入札方式によることとし、3億円（平成18年度中には2億円）未満の工事についても、一般競争入札を積極的に試行することとし、併せて新たに一般競争入札方式の対象とする工事に係る競争参加資格の設定において、工事成績等を加え、その決定にあたっては、入札・契約手続運営委員会の議を経て行うこととされた。これらの状況を調査したところ、これらは適切に行われ一般競争入札方式の拡大の状況が確認できた。

② 総合評価方式の拡充状況

総合評価落札方式の拡大及び充実にについては、適切に行われており、総合評価方式の拡充が確認できた。

また、高度な内容の技術提案の評価を行う場合等必要に応じ、外部の有識者を加えた総合評価審査委員会による審査が実施されていた。

さらに、各地方整備局等においては、総じて総合評価方式を適用する工事を平成18年度には5割超（金額ベース）を超して実施されていた。

③ 入札情報の公表方法の改善状況

入札情報の公表方法の改善については、平成17年4月1日以降に行う全入札件数の少なくともおおむね5割において、入札参加者名が事後公表となるよう、指名業者名の事後公表の試行を拡大することとされているが、地方整備局等においては、入札談合の再発防止の観点から、その通知の割合をさらに拡大して、指名業者名が事後公表されていた。

なお、入札結果の公表については、落札決定後に、競争参加者氏名、各参加者の入札金額及び落札者を閲覧及びインターネットにより公表されていた。さらに、契約締結後、前記に加え、予定価格及び各参加者に関する評価点を閲覧及びインターネットにより公表されていた。

④ 不落随契の原則廃止等その厳正化

平成18年度においては、一部の地方支分部局を除き、不落随契としたものはなかった。

2) 入札契約の過程に関する監視の強化

① 工事費内訳書の点検状況

地方整備局等においては、未提出であると認められる場合、記載すべき事項が欠けている場合などのチェックが、行われていた。

② 再度入札の際の入札金額の順位変動の監視状況

1 回目の入札の入札金額の順位と 2 回目以降の再度入札の入札金額の順位に変動がない場合のヒアリングの実施例はなかったが、その取組みについては、地方支分部局において本省からの通知を待って措置する状況にあった。

③ 入札結果の事後的・統計的分析の実施状況

入札監視委員会の定例会議提出資料に「再度入札における一位不動状況」における資料及び「低入札価格調査発生状況」資料を新たに追加し、監視するとされていることについて調査したところ、適切に行われていた。

④ 入札監視委員会によるチェックの状況

当該委員会の定例会議に提出資料として「一位不動状況」及び「低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況」の追加などを内容とした審議がなされていた。

3) ペナルティの強化

① 指名停止の状況

大規模・組織的な談合等に対する指名停止の強化（最長 24 ヶ月の指名停止措置）に伴う指名停止措置要領の改正が行われており、適切に指名停止の措置が講じられていた。

② 違約金特約条項の設定状況

地方支分部局においては、平成 17 年 10 月 1 日以降に入札手続を開始する工事の請負契約より、適切に違約金特約条項が設定されていた。

③ 建設業法上の監督処分の強化状況

地方整備局等においては、強化した建設業法上の監督処分の基準を行政手続法上の処分基準として設定し公にされていなかった。

4) 再就職・早期退職慣行の見直し

① 受注企業への再就職の自粛に関する措置状況等

「国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について」をホームページ及び庁内へ掲示するとともに、契約受注業者に配付し、退職者の営業担当部署への就任自粛を要請していた。

5) 発注担当職員による的確な職務遂行

① 発注者綱紀保持委員会の状況

地方整備局においては、学識経験のある者を外部委員として置き1回から2回委員会が開催されていた。

また、管内事務所長会議などでの官紀の保持に係る地方支分部局の長の発言については、綱紀の保持について「部局の長自らが率先した」積極的なものは見受けられなかった。

(4) 随意契約の適正化に関する取組状況

1) 公益法人等との間での随意契約締結時の決裁体制の強化の状況

各地方支分部局においては、各局それぞれの取組として独自に、決裁体制を強化していることが確認された。

2) 競争入札に移行した契約に係る電子入札の使用の状況

競争入札に移行した契約に係る案件は、電子入札で実施されていた。

3) 第三者機関を活用した随意契約監視の状況

各地方整備局では物品・役務の随意契約を入札監視委員会の審議対象としていたが、その他の地方支分部局では、本省からの通達を待って措置するとしていた。

また、入札監視委員会の審議概要については、全ての地方整備局で記者発表、又はホームページへの掲載がなされていた。

4) 公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入の状況

公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入のための取組については、大半の地方支分部局において本省からの通知を待って措置するとして実施条件等について検討している状況にあった。

(5) 行政対象暴力・不当要求対策の取組状況

1) 行政対象暴力及び不当要求の実態把握の状況

地方整備局では、受注業者に対する行政指導要求などの不当要求案件が見られたが、地方運輸局及び沖縄総合事務局では要求された案件は見られなかった。

個々の不当要求に対する各地方整備局の対応は、概ね適切に行われているものと認められた。

2) 行政対象暴力及び不当要求への取組の状況

各地方整備局では対応要領を定めるなど総じて組織としての対応がなされているものと認められるが、近畿を除く各運輸局及び沖縄総合事務局については、組織的対応が十分とは言えない

い状況にあった。

2. 提示意見

ア 地方支分部局への公益通報窓口の設置及び国土交通省の外部に内部通報窓口を設置することの検討

地方支分部局への公益通報窓口の設置及び国土交通省の外部に弁護士等を配置し直接内部通報を受け付ける窓口の設置について検討すること。

- ・地方支分部局の対応する内容の案件が寄せられた情報のうち2割程度を占める実情。
- ・内閣府、総務省及び金融庁では、外部の弁護士が通報者から直接情報を受け付ける窓口を設置済。
- ・内部通報について、弁護士等第三者が直接受け付けることで、制度としての運用の公正さに対する通報者の信頼を得、より通報しやすくすることが可能。

イ 建設業法上の監督処分強化

地方整備局等では、監督処分を行う権限を有する行政庁として、強化した建設業法上の監督処分の基準を設定し、公にすること。

- ・監督処分を行う権限を有する行政庁として、建設業法上の監督処分の基準を設定し公にする必要。

ウ 綱紀の厳正な保持について

各地方支分部局において綱紀の厳正な保持に係る部局の長自らの意思表示などの率先した取組並びに中部運輸局、近畿運輸局及び沖縄総合事務局開発建設部においては、発注者綱紀保持委員会の設置を行うこと。

- ・不正を根絶するとの明確な意思表示などの地方支分部局の長自らの率先した取組を行い監督責任を果たすことは重要であると思料。
- ・「防止対策」において「発注担当職員による的確な職務遂行」を対策の項目としていることの重要性に鑑み、3局においては当該委員会の設置が必要。

エ 随意契約の適正化に関する本省通知への対応

公募手続きの導入、企画競争の本格的な導入、決裁体制の強化及び入札監視委員会の審議対象追加について、本省からの各通知に即して対応すること。

- ・公募手続きの導入、企画競争の本格的な導入及び決裁体制の強化 及び入札監視委員会の審議対象に物品・役務の随意契約を追加することにつき、本省からの各通知に即して対応すること。

Ⅲ. 観光施策、少子高齢化施策及び物流施策等における地方整備局等と地方運輸局等の施策の連携の状況及び施策の総合化へ向けた取組みの状況

1. 報 告

(1) 総 論

省庁統合後5年を経過し、今後は「施策の連携」から「施策の総合化」へ展開することが課題であり、省庁統合の実を挙げるため、施策のあらゆる局面において、公共交通施策と社会資本整備施策を総合化してより効果的に実施することが求められるところである。

そこで、観光、物流、都市交通、バリアフリー等を調査対象分野として、地方整備局等と地方運輸局等における相互の連携の場の設置状況や共同事務の実施状況、総合化に向けた取組み状況、地域の他の関係主体も含めた各種連携施策の取組み状況等について調査を行った。以下、個別に報告。

(2) 地域における施策の連携・総合化の体制

各地域において、地方整備局と地方運輸局との間、あるいは両局を含む国の地方支分部局の間で、各局の幹部による会議を開催し、情報交換や意見交換を実施していることが確認できた。また、管内の地方公共団体の首長や経済界の代表、学識経験者等を含めて意見交換を実施し、地域づくりに関する総合的な戦略の策定や国土形成計画の広域地方計画策定を視野に入れた議論等がなされていることが確認できた。

一方、事務所・運輸支局レベルにおいては、事業に関する連携は行っているものの、施策の連携・総合化の取組みはほとんど見られなかった。

(3) 観光関連施策における連携状況

1) 「観光地域づくり実践プラン」の取組み状況

「観光地域づくり実践プラン」実施箇所を選定する事務は、全ての地域で両局が協力して実施していた。そして、各「観光地域づくり実践プラン」の計画書の内容を見ると、大部分の計画書においては、各地方支分部局の事業が含まれ、「総合的な支援」の取組みが確認できた。

しかし、一部地域の「観光地域づくり実践プラン」において、「地方整備局か地方運輸局のどちらか一方のみが参加しているもの」も見受けられた。

2) 観光ルネサンス補助制度に係る連携状況

中部、近畿、九州の地方運輸局と地方整備局においては、「観光ルネサンス補助事業」の実施内容を定める際に、「観光ルネサンス補助事業」と公共公益施設整備事業に係る各種の補助制度を組み合わせることを実施主体に助言するための、両局間の意見交換・検討が十分でない

と思われる箇所があった。

3) 「外客来訪促進地域」の整備推進に係る連携状況

九州を除く各地方整備局等は、「外客来訪促進計画」の写しを保有していなかった。そして、各地方整備局等とも事務所に対し同計画を周知していなかった。

4) 地域ブロック別「観光まちづくりアドバイザー会議」による連携状況

各地域とも両局が共同事務局として連携しつつ会議を開催していることが確認できた。

5) 「まちめぐりナビプロジェクト（まちナビ）」における連携状況

各地域とも両局がオブザーバー等として連絡調整しつつ助言等を実施しており、概ね両局が連携した対応が行われていることが確認できた。

6) 「観光活性化標識ガイドライン」を活用した取組みの状況

各地域で「観光活性化標識ガイドライン」の普及・活用のための取組みがなされていることが確認できた。ただ、沖縄では、活用予定箇所が確認できなかった。

7) 良好な景観形成への取組みにおける連携状況

北陸信越運輸局、近畿運輸局、沖縄総合事務局運輸部において、景観形成に取り組んでいる事例が確認できた。

また逆に、中部運輸局、九州運輸局では取組み事例が確認できなかった。

(4) 国際・国内物流施策における連携状況

各地域においては、「総合物流施策推進会議」や「国際物流戦略チーム」を設置し、両局が中心となって施策の連携・総合化の取組みを実施していることが確認できた。

(5) 交通施策における連携状況

1) 「都市圏交通円滑化総合計画」の推進状況

計画を策定している局においては、協議会が策定・実施する「都市圏交通円滑化総合計画」の目的の達成に向けて、両局が協議会の事務局又はメンバーとなり、両局や地方公共団体等の交通施策に関する情報交換や関係団体との調整を行った上でそれぞれの施策を実施すると共に、交通需要マネジメント施策について共同で取り組んでいた。

2) 「公共交通活性化総合プログラム」の推進状況

地域再生の観点から、両局は必要に応じ連携・役割分担を行い関係行政機関、交通事業者、

経済団体のみならず地域住民、公共交通の利用者等も主体的に参画し、交通施策等と連携の強化を図っていた。

3) 踏切対策に関する計画と実施状況

いずれの局においても、両局が踏切道調整連絡会議の設置、事務局及びメンバーとなり関係自治体、管区警察局、鉄道事業者と全体会議又は各県で分科会を開催し、踏切道に係る事業を円滑に実施するため、踏切道を含む道路の計画、踏切道に係る諸問題の整理・調整等を実施し踏切道の安全性を向上させ踏切事故防止を図っていた。

(6) バリアフリーにおける連携状況

「交通バリアフリー法」で定められた特定旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）について基本構想策定の取組みを一層促進するため、中部局、九州局、沖縄局において、両局が事務局又はメンバーとなり市町村を対象とした交通バリアフリー推進体験セミナーの運営等を共同開催していた。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する説明会が地方運輸局等・地方整備局等主催で、全局において開催されていた。

(7) その他

1) 内部監査について公表する際の書式について

北陸地方整備局においては、局内の同一執務である内部監査が、港湾空港関係とそれ以外で、監査に関する書式について調整された部分が少なく、公表する際の書式も別々となっていた。地方整備局と地方運輸局との連携施策の総合化以前の問題として、局内の一体化は重要であり、内部監査が同じ目的で実施していることを示すため、内部監査について公表する際の書式は局内で一本化すべきものと思慮される。

2. 提示意見

ア 地域における施策の連携・総合化の体制

地方整備局等及び地方運輸局等は、実務レベルで連携施策を検討する体制を強化して、それぞれの施策の実施予定箇所に関する情報交換を計画段階から緊密に行い、具体的で効果的な連携施策を検討すること。

イ 観光関連施策における連携状況

①「観光ルネサンス補助事業」において、公共公益施設整備事業に係る各種の補助制度を使った両局間の施策連携の調整が充分でない箇所がある地方運輸局と地方整備局は、両局の施

策を組み合わせ、施策の連携をさらに深化させる取組みを増やすこと（中部地方整備局、中部運輸局、近畿地方整備局、近畿運輸局、九州地方整備局、九州運輸局）。

② 地方整備局等は、外国人観光客の来訪促進を図る観点から、「外客来訪促進計画」に関して、「地方運輸局等からの情報の入手」や「事務所との情報共有」を進める等より積極的に取組むこと。

地方運輸局等は、この「外客来訪促進計画」について地方整備局等とも情報を共有すること。

ウ 国際・国内物流施策における連携状況

中部地方整備局と中部運輸局は、物流効率化による国際競争力強化策について、「国際物流戦略チーム」において、実務レベルで調査・検討密度を上げて十分に検討するために当初の予定にもあるとおり検討部会を設置し、より実効性の高い具体的な目標や連携施策を示すこと。

沖縄総合事務局開発建設部と運輸部は、「国際物流戦略チーム」を早期に立ち上げて、具体的な目標や連携施策をより積極的に検討すること。

3. 推奨事例

（1）観光関連施策における連携状況

①「観光地域づくり実践プラン」の総合支援として景観形成事業を実施（木曾川上流河川事務所）

平成15年度に選定された「日本ライン広域観光推進協議会」の「観光地域づくり実践プラン」の計画を総合的に支援するため、木曾川上流河川事務所の直轄河川改修事業では、高さ不足の堤防の築堤・護岸整備を行う際に、良好な景観形成に資するよう自然石張りの護岸を用いた事業（景観形成事業）を実施している。

②「沖縄総合事務局観光振興推進本部」の実施

沖縄総合事務局内が一体となって沖縄観光の振興を推進するため、本部長が沖縄総合事務局長、沖縄総合事務局の各部長等が本部員、事務局は各部課長級が構成員となって、平成17年5月に沖縄総合事務局内に設置され、事務局会議も開催して各部が連携を図りながら、「各部の具体的な観光振興事業」に係る情報交換や観光連携施策の推進等を行っている。

③「”美ら島沖縄”風景づくり検討会」の実施

景観に関する取組みとして、沖縄総合事務局では、観光振興も考慮して開発建設部が企画し

た「”美ら島沖縄”風景づくり検討会」を平成17年3月に設置して、局内の農林水産部とも連携しつつ「美ら島沖縄風景づくりガイドライン」を作成している。

④「新潟県観光復興戦略会議」の実施

北陸地方整備局と北陸信越運輸局は、新潟県、地元市町村、地元商工会議所等関係団体と緊密に連携して「新潟県観光復興戦略会議」を立ち上げ、観光振興のために総合的で戦略的な検討を行うとともに、「情報発信WG」で“2006春期観光キャンペーン「にいがた花物語」”の実施を決め国営越後丘陵公園も参加する等、両局が参加した具体的な施策を実行している。

(2) 国際・国内物流施策における連携状況

①「国際物流戦略チーム」の実施（近畿）

近畿地方整備局と近畿運輸局は、国際物流の効率化を通じた関西経済の活性化を産学官が一体となって目指している。具体的には、緊密な連携を図るため「国際物流戦略チーム」を全国に先駆けて立ち上げ、戦略的視点に立った総合的、一体的な施策を掲げ、毎年度のフォローアップによりその成果を検証しつつ、施策の実現に取り組んでいる。

②「伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会」の実施（中部）

中部地方整備局と中部運輸局は、伊勢湾地域の経済・産業の活性化等を官民が一体となって目指すために、緊密に連携して背後の自治体や経済団体等と連携して「伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会」を立ち上げ、戦略的視点に立った総合的、一体的な施策を掲げ、毎年度のフォローアップによりその成果を検証しつつ、施策の実現に取り組んでいる。

(3) 交通施策における連携状況

○「新潟スタジアム公共交通アクセス利便性向上策に関する検討会」の実施

北陸信越運輸局と新潟国道事務所は、新潟スタジアムへの公共交通の利便性を高める公共交通機関の利用促進を図ることにより、交通渋滞を少しでも軽減することを目的とする「検討会」を立ち上げ、両局が連携・役割分担を行い関係者との調整を図り、シャトルバス・乗合タクシーの運行、駐車場の閉鎖等の実証実験を行い、本格実施へ移行した。

(4) バリアフリーにおける連携状況

○「交通バリアフリー施策に係る調整会議」の実施（近畿）

近畿運輸局と近畿地方整備局は、運輸支局及び国道事務所が中心となり、より一層バリアフリー化を効率的に進めるため、「交通バリアフリー施策に係る調整会議」を立ち上げ、整備局は道路管理者間調整等、運輸局はバス事業者から改善要望の把握等関係機関と調整を行い、低床式ノンステップバスの導入の促進並びに導入路線でのバス停車帯等の改良を進めている。